

論文

風景思想の転換に参与したローカルエリート

——小林吉明による京都市郊外の風致保全・保勝事業を事例に——

岩田京子*

はじめに

風致という言葉には多様な意味が込められている。京都市の景観保全行政の前史として風致地区制度に言及している福島信夫によれば、1919年の都市計画制定時に、風致地区は歴史的価値の保存という課題において位置づけられていた。福島は、風致地区という語は、「目に見えない価値を重視し、都市の風景における風格・品格も重視する言葉として用いられた」という仮説を提示し、京都における風致地区指定の理由にも「俗化防止」という意味合いがあったと指摘する〔福島 2011〕。福島の研究は、自然や都市環境の物理的な外観の在りようの操作に関する議論にとどまらない、風致保全という観念の含みを追求した意味で画期的であった。ただし、福島の研究には行政官の見方が反映され、建物の高さや植栽の規制といったある一定の枠組みをはめる制度の存在を前提に、いかに公園制度や史跡名勝天然記念物の保護制度、風致地区制度などを運用するかを追求するものである。そこでは、上記のような制度に巻き込まれる住民や、制度と住民の生活をとりもつ者の動きがさほど考慮の対象とならない。しかし、かかる動きを検討することによって、様々な団体や人物の役割や重層的な関係性に着目し、風致がいかに政治的、あるいは社会的に構築されてきたのかを論じるうえでの新たな視点を提示することができると思われる。

日本の個別地域における風致保全と呼びうる事業ないし運動については、専門家に対する地域住民の反発やある種の自律性の研究が進んでいる。例えば、才津祐美子〔2006〕は近年の世界遺産登録後の規制強化をめぐる住民組織と外部の専門家のやり取りを検討し、外部の専門家の介入がなくとも文化遺産保全を行ないうる住民組織の合議による「自浄作用」の存在を示す。戦前については、自然保護運動を歴史的に検討した篠田真理子〔1999〕が、史跡名勝天然記念物保存事業に関して、制度のモデルや学術的概念を紹介した学者の役割や、官僚や華族を中心とする団体の活動に促されて各地で「自発的な「保存家」」が出現したことを指摘する。行政やそれに深く関わる研究者が住民自身による風致保全を啓蒙的にうながす図式は中島直人〔2009〕も提示している。都市計画行政と住民の協働が重視されつつあるなかで展開された都市美運動を分析した中島は、東京府の各地区で風致協会が設立され、植林や池の造成など風致の保全と活用が「地区住民による自治的な美化運動」を促す専門家の役割に大きく影響されていたことを示唆する。ただし中島は、風致保全の実践がトップダウン式に行なわれていたと論じるわけではなく、地域住民によるボトムアップの動きがあり、その背景に当時大都市の拡大と同時並行で起こっていたローカルな主体による郷土風景の保存、顕彰、美化を求める動きがあったことを指摘する¹。行政の末端に位置した専門家の思想や実践には小川功〔2010〕も踏み込み、経営学の観点から明治期以降の嵐山地域で行なわれた地元資本主導の企業活動を検討している。小川は、開発重視一辺倒ではない観光振興策を先駆的に促した在地の地方名望家たちが同地域の歴史的景観を持続可能たらしめたことを明らかにし、彼らが政治のみならず具体的な地域開発も担う存在だったことを指摘する。

日本では歴史的な（地方）名望家研究の膨大な蓄積がある。名望家は、中央集権的な官僚制にもとづく支配構

キーワード：保勝会、風致保全、災害、郊外化、名望家

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2009年度入学 共生領域

造の末端に位置する村落・地域社会において政治活動へ取り組む人びととして描かれてきた〔福澤 2012:13-15〕。それは、共同体の支配を担って国家へ取り込まれる側面を有しながらも次第に地域利益誘導や地域振興といった回路を通じて積極的に地域外部へ働きかける存在である。その実体は基本的に地主や豪農だと考えられているが、石川一三夫〔1987〕は日露戦争後の地方改良運動を通して確立された「名望家支配体制」のなかに位置する、国家と民衆の政治的・社会的中間層を表わす階級として名望家を定義した。この石川の説をある程度踏襲しながら、高久嶺之介〔1997〕は名望家概念を、地方自治制度の下で地方社会を指導する役割を担った（中小の在村耕作地主を実体とする）篤志家や有志者も含むものへと広げて捉えた〔高久 1997:18〕。ただし、丑木幸男〔2000〕が指摘するように、大正デモクラシー期以降に活動した名望家の動向は未だ必ずしも十分に解明されていない。また、本稿の叙述を進めるうえでもうひとつ参照したいのは、19世紀初頭に遡る郷土史の編纂や史蹟の保護、記念碑の建立などによる地域の歴史意識の活性化と定着の担い手として地方名望家に注目する研究である。この場合の名望家は武士や学者、神主など（そのなかには明治期以降に郡や区の役人や議員になる者もいた）を実体とし、彼らによる地域の歴史の創造活動が祖先や家門の名誉を守る一環としての実践であったことが明らかにされている〔羽賀 1998:149〕。

本稿では、これら名望家論の成果に学びながらも、名望家と呼びうる側面をもって1930年代に社会活動をした教養ある人びとをローカルエリートと称することにより、彼らの活動の「文化 - 政治複合」的な面を重視する立場をとりたい²。このように着目される地域社会のリーダーは、歴史的価値を見出された風景の活用などの活動を介して地域の表象に関わる結果になったと思われる。分析を先取りすれば、本稿では、郊外化や産業構造の転換への対応という地域の内から生まれた要求を背負いながら、外から求められる風致保全などの政策への対応も図る者の存在形態を分析する。

先行研究では、地域が郷土風景の保全や観光振興をいかに成功させたのかを遡及的にあとづける傾向がある。そのため、観光資源とみなされる名勝の保存など（≒風致保全）の事業や運動を担ったローカルな主体が、保全の観念や政策にどのようなかたちで関与していたのかに論が及んでいない。また、先行研究ではナショナルなレベルでの課題とローカルな事情の狭間で両者をつなぎ、折衷するひとが1930年代に活躍したことや、その背景についての考察はあまりみられない。そこで本稿は、京都市における風致保全に関わったローカルエリートの活動を検討する。具体的には、郊外の嵯峨地域で保勝会の構想に関わった小林吉明（1869-1936）に焦点を当て、その立ち位置や風致保全への関わり方の検討を通して、彼のようなローカルな動きが活発化した1930年代という時代状況を素描する。

1 保勝事業と小林吉明

(1) 産業を振興する地域社会のリーダー

京都市近郊の嵯峨地域において、村長・町長をつとめた小林吉明がいる。これまで彼については、観光業者、あるいはとくに観光を通じた地域振興に注力した地域行政トップとしての姿が描かれてきた。小川〔2010〕は、小林吉明が2つの顔をもつことに注目した。ひとつめは、地元有志とともに経営する株式会社による温泉旅館の経営や官設公園内の遊興施設の民営代行業・店舗賃貸業といった観光振興策に携わる首長の面であり、ふたつめは名所旧跡の保存やその沿革の紹介に尽力し、俳諧や作陶も行なう「懐古的・有閑的」な「人文的環境保護者」の面である。そして小川は、前者について詳細に記述し、小林という「文人派首長」の存在が地域の産業と「嵯峨・嵐山の歴史的景観」を両立しえた同地域の「持続可能な観光振興」の理由だと評価する。渡邊秀一〔2008〕は、近代の嵯峨地域における産業構造の変化を概観して、明治30年代から40年代における鉄道・電車の開設を重要視している。その分析によれば、交通機関の整備にともなう大正期以降の同地域への来訪者増加が、小林の名所案内記執筆をはじめとする観光業の発展をもたらしたという。渡邊は、「小林吉明にとって観光は嵯峨の発展に欠かせない産業の一つであり、名勝の景観の破壊をともなう住宅地の拡大も同じく嵯峨の発展を示すものとして理解していた」と分析して、小林のなかで風景の変化と観光の発展が矛盾していなかったことを指摘している。宅地化も道路敷設も途上であった同地域では、名所の保存・経営や観光地化も含むあらゆる産業発展の発想が工事を大前提とするものであったことを、渡邊は示唆する。

小林は、1929年の政策演説を翻刻・印刷して一般に配布した小冊子『嵯峨町政の過去及未来』において様々な事

案にふれている。『嵯峨町政の過去及未来』は、小林が普選開始後はじめての議会選挙をまえにして、嵯峨町の沿革のほか、将来の発展政策について演説した記録である。具体的なテーマは、土木、(道路新設、旧道の保全)、風致経営(植樹、遊園地開設、官林払下げ)、水問題(水不足、耕地整理法)、教育(学校増築、予算節約の必要性、精神教育の改善)、文学芸術(芸術奨励、名産品奨励)、産業(小作組合・農会制度の改良、園芸の奨励)、社会政策(公設市場、信用組合、行商人の撃退、建築組合の発起、薪炭に対するガス供給の開始)、衛生(下水道新設、道路の保全、墓地の整理)などだ。これらについて詳しい考察を加えるべきだが、紙幅の都合ですべてを行なうことが困難である。そこで全体的な考察は避け、先行研究が指摘してきた温泉や遊園など観光に直結する事業以外の分野で小林が力を注いだ活動を提示するに留めたい。

たとえば、産業というテーマに関連して、小林は1918(大正7)年に、ベッチン生地や木綿などを製造する織物工場の新設許可を京都府知事宛てに申請している[京都市歴史資料館写真帳1918]。府はこれを認め、翌年に小林は「小林製織工場」(1927〔昭和2〕年に工場主の名義が小林から彼の家族へ移されて実務経営者は外の者へ変わり、その際に「嵯峨織物工場」と改称)の主になった[京都市歴史資料館写真帳1927]。また、経緯は不明だが、小林は京都府綴喜郡井手町で1914(大正3)年に設立された玉川織布株式会社の取締役役に名を連ねている[帝国興信所編1920:京都府22]。これら織物に関する企業経営のほか、小林は様々な会社の役員を兼ねていたことがこれまでに指摘されており[小川2010]、そのひとつとして1907(明治40)年に設立された嵯峨銀行で頭取の任に就いていたことが知られている。ここで注目したいのは、小林が同行取締役頭取の名義で、1910(明治43)年に嵯峨尋常高等小学校へ、嵯峨銀行から「俊才教育費」を寄贈するにあたっての規定を送ったことだ[京都市歴史資料館写真帳1941]。このことから、小林は実業家として活動するばかりではなく、地元の教育にも関心を寄せていたことが推察できる。だとすれば、彼は名士として、何らかの形で地域社会に貢献することをみずからの務めと捉えていたのかもしれない。

小林が地域社会に関心の範囲にしていたことが伺える事業として、嵯峨地域一帯への句碑・道標の建設が挙げられる。彼は1919(大正8)年に嵯峨遊園株式会社の社長として当時の嵯峨村村長・小松美一郎とともに、地域の名所である渡月橋のそばで、同地に立つ老松の記念碑を建てている[京都日出新聞1919年7月26日]。この碑には、東本願寺第二十二代法主である大谷光瑩の歌が刻まれている[菅井2008:93]。大谷は、1894(明治27)年に碑の目前である大堰川畔の土地を取得して別荘(対嵐山房)を営んでいた[小林2012]。この他にも、嵯峨地域には小林が句刻した碑が8基あるようだ³。そのうち5基は1928(昭和3)年から翌年にかけて建てられ、「三宅安兵衛依遺志建之」と刻まれているものである。三宅安兵衛は織物商を本業とする篤志家で、第二次大戦前の京都府南部などに数多くの石碑を建立した三宅清治郎の父として知られる。中村武生[2001]は史蹟論の文脈で三宅安兵衛・清治郎父子に関わる建碑を分析し、検討課題として嵯峨地域での建碑の多さに注目している。三宅清治郎の建碑事業は各地の名士や郷土史家に委託された例があることが分かっており、嵯峨の碑にも同じことがいえると考えられる。つまり、小林は三宅清治郎との何らかのつながりを持ち、嵯峨地域での道標建設に協力していた可能性がある。

前述した政策演説のなかで、小林は、明治期以降、有志(「講組織」)によって行なわれてきた名勝旧跡の保存や再興をふりかえったうえで、「嵯峨だけで保勝会と云ふものを組織して、寄付金によつて基本金を作り、また経営費をそれから生出す方法を講ずることも必要であつて、大抵の名勝地でそれが行はれてをる訳であります」と述べている[小林1929:34]。ここで小林は、旧蹟を復活させた講組織と似たような組織として、保勝会の名称を挙げている。そのようなイメージの背後にあったのは、岩倉具視らによって始められた京都保勝会である。

(2) 国政との対比における地域の旧蹟保存の意義

京都保勝会は、歴史学者の小林丈広によれば、久邇宮朝彦親王、北垣国道京都府知事らによって、「明治維新以降顧みられなくなった古社寺の保護」に関心事として、「京都に伝存する名勝・古蹟の保存を目的とする団体」として発起された[小林1998:147]。その背景には、岩倉の政府内での主導権争いからむ政策のひとつとして京都の事案を重視する政治家としての事情があり、それが京都府内での知事の交代と重なり合つたと小林丈広は分析している。

京都保勝会の組織づくりと活動は、国政と、それに連なる地方官たちの政策のなかで行なわれたと考えられる。これに対して、小林吉明が唱えていた保勝会は、古社寺の保存という内容の点で京都保勝会と共通しているが、(1)

地域の主体性(2)名所旧蹟を保存する意義、という二つの相違点がある。第一の点について、小林は名勝旧蹟の保存や再興に「今後は余り他所の力を藉りずに、嵯峨町内に保勝会のやうなものを組織して」力を入れたい、と述べている [小林 1929:35]。ここで小林は、京都という広範囲をカバーする組織の力、ないしは宗教性に基盤をおく社寺保存のベクトルではなく、嵯峨町内という地域の力を重視しようとしている。その考え方の基底をなすのは、嵯峨が「たゞ櫻紅葉の木があるばかりでは不可ない」、皇室や政治家に関わりがある歴史的な施設が多数所在することを「土地の誇り」とする感覚だ。小林は、かかる施設を保存して遊覧客に地域経済を潤してもらい呼び水とすることが、地域全体の経済に貢献する、というように期待した [小林 1929:35-6]。また、第二の点について小林は、今ある施設を保存するだけでなく、将来、地域の歴史観を箔付けするような物語性をもつ施設、ないしはブランド力を発揮するような施設を保護することにも町が関心を向けることの重要性を説いている。彼は、「今後もまたこの地を愛して来る王侯将相」が嵯峨町を訪れてその別荘や住宅を作れば「新に名勝旧蹟が出来て来る」と予測する。そして、「是が歴史を立派にすることになる」から、その新しい名勝旧蹟を町が予算を惜しまずに使って保護すべきだと主張する [小林 1929:37]。小林吉明には、放っておくだけではどんなに立派な由緒ある施設にも来訪者は呼べない、という意識があるようである。だから、名勝旧蹟の沿革や来歴などについて学校などで教育することの重要性もうたっている。では、このような保勝の概念は当時の日本でどのように受け止められえたのだろうか。

(3) 西欧風景観をまねた保勝概念の導入

造園学・林学の大家である上原敬二は、『造園学雑誌』に掲載された論考「保勝会の組織と事業」において、自身の考える保勝会の理想的なありかたを概説している。上原は「保勝会又は顕勝会」と呼ぶべき組織がアメリカでは「風致の保存」、ヨーロッパでは「史蹟、名勝の保存」を主眼とする例が多いことを紹介している。そして、日本でヨーロッパの事例をまねた「地方風景の実質を内外に宣揚し、利用上より各種の便宜を来遊者に与へるを目的とした施設の立案、指導、参画、統一の事業をなす官民合同の団体」をつくる必要性を唱えた [上原 1926]。上原は 1929 年、『名勝の日本』に掲載された論説「名勝地は土産物より」では、景勝地開発に関して、各地で「郷土性の発露」がなされるべきだと主張している⁴。上原の論は、国単位での理念の浸透を期待しながら、個別の景勝地へ働きかける意図をも含むものだったと考えられる。

このようにして保勝概念が日本へ導入されたものの、史蹟名勝を保存しようとする動きは理念先行というより、実質的には都市計画へのアンチテーゼとして立ち上がった面が大きいと思われる。『名勝の日本』では、都市計画の一環である道路敷設や鉄道敷設によって破壊される名所旧蹟を惜しむという文脈での論説がいくつも発表されており、たとえば河崎潮海は、旧江戸城の城廓の打ち壊しや東大寺境内に「貫通路線」が敷設された問題を列挙して、名勝旧蹟の破壊をとまなう都市計画を非難した [河崎 1929b]。そして、そのような事態の原因が、都市計画事業に従事する者が歴史に疎く「自国固有の文化とか、又は其都市特有のローカルカラーなど」を軽んじる傾向にあると主張している。また、『名勝の日本』主筆の岡澤慶三郎は、当時まだ新しい史蹟名勝天然記念物保存法や（風致地区制度が規定されている）都市計画法などを行使する行政に任せるばかりではなく、「自分達のは自分達の力で保存する。即ち〔…〕民間の手に依つて之を保存して行く、換言すれば保存会保勝会等の系統的活動に依つて」名勝旧蹟の破壊を防ぎたいと論じた [岡澤 1929b]。

河崎は名勝旧蹟の保存が外国人誘致などの「打算」「算盤勘定」を目的にするような「功利的観念」に基づくものであってはならないと苦言を呈する [河崎 1929a]。岡澤も、風景について「之を功利的に利用せんとすることは、確かに之を冒瀆する所以であつて、話しの筋合の俗である計りでなく大に慎む可きことである」と釘を刺していた [岡澤 1929a]。岡澤は同じ文章で、国家経済上の貿易赤字やそれへの対策のひとつとして風景政策や風景立国が唱導されている状況を背景にして、風景や美術工芸品を活用した観光収入を殖産興業と並び立つ国家の財源と捉えることに理解を示してはいる。しかし彼の主張の基本は、風景の愛護や利用を「徹頭徹尾公益上の立場から行はる可き」という考えだった。

このように、保勝事業はナショナルなレベルでは、一方で、西欧の科学主義的な風景保存を反映した最新鋭の進歩的な方策であり、他方で、発展しつつある都市計画へのアンチテーゼとして生まれてきた、地域にとって価値のある史蹟名勝天然記念物保存の要求と接近しやすい、新しい保守的な方策だったと言えるだろう。

(4) ローカルエリートの自認

嵯峨村・町の政治に携わった小林吉明は実業家でもあった。また、小林は『嵯峨町政の過去及未来』のなかで、国有林に関して演説している。小林は社寺保管林を政府ではなく民間主導で活用するため寺社の活動に嵯峨町が「干渉」することが「もっと有益な経営方法」につながるのではないかと述べる。そして保管林が「農林省の管轄を放れて内務省の管轄と」なれば寺社や嵯峨町にとって好都合だというような見解も示す [小林 1929:32]。小林は、嵐山国有林も「内務省所管として公園経営に」という要望を表明していた。その理由を、小林は農林省が風致保安林を処遇するにあたり「或は枯れるとか、或は風に折れる木が来ると、早速それを金にする考を持つ、唯算盤づくの考を持つと云ふ風がある」点を厳しく批判しながら説明している [小林 1929:30]。風致保安林は国有林のなかで当初伐採を禁じる方針のもとにあった⁵。ここで、彼の不満は、国有林が払下げはもちろん、地元地域の判断で植林することも容易ではない状況に由来していたようだ。

上記の批判は木を「金にする考」自体を否定する趣旨のものではない。小林は月ノ輪国有林⁶について、造林用に嵯峨町で払下げを受けたいと農林省大阪大林区署へ談判しに行ったことがあると述べている。それは、もし払下げとその山林からの木材産出が実現すれば「三十年、五十年の暁には大した金に換へることが出来る、所謂町百年の計とする」ためだった [小林 1929:31]。小林は「今までも積立金とか貯蓄とか、度々やつて見たがついぞ効果の挙つたものはない」のに比べて、造林を奨励すればおのずと「積立が出来て、後に大した金がとれる、或はそれが町の基本財産となつて、それから生じて来る利子その他によつて町の経済が楽になる」と見込んでいた [小林 1929:31]。ここに、町の財政に注力する行政官の思考がみてとれる。ただし、小林は利益追求のみを重視していたわけではない。

町経営に関わる小林の方策には、個人の利益とは別次元の、歴史や風致の保護を優先することで生まれる利益があるという観念も同居していた。たとえば、小林は嵯峨町の各所に史跡や名勝への指定によって建物の新設などが制限されることをふまえて「嵯峨のやうなところでは、自己の権利を主張するのも、或る程度まで遠慮しなければならぬと云ふことも、土地がからから致方ない」と説いた [小林 1929:27]。また小林は、町費を使って路傍や田の周辺に植えた「風致木」の育成に関しても、それを植える地主や、農業の都合上、木が邪魔になることもある耕作者が「御互に多少は迷惑でも、辛抱すると云ふ観念を養はなければ、風致経営は出来ない」と注意を促した [小林 1929:31]。

同じ演説の別の個所で、小林は地域の外部から持ち込まれる企業活動やインフラ整備などを歓迎して「出来るだけ便利を与へ、然うして自分らも利便を蒙るやうに努めなければならぬと思ふ」という見解を示している [小林 1929:16]。この見解を、小林は「囃子方と舞方」という例えを使って、嵯峨町の人びとが優れた舞方となるべきだと説明している。このことと、これまで確認してきた小林の主張を考え合わせると、彼の、国政レベルの態勢と対決するのではなく、それを利用するために融通がきくように交渉して、地域の経済を守ることに心を砕く政治スタイルを想像することができる。

先に説明したように、小林のいう「風致経営」は、地域経済の活性化を目指すものであり、そのためには、風景の変貌を厭わない側面もあった。そして同時に、風景の変貌を食い止めるために腐心する意識も強く働いていた。このようなふたつの方針の間でゆらぎを抱えていたのが、この場合の風致経営だと言えよう。それは、同時期に武蔵野などで、変貌する風景の保全に関する議論が活発だったこととはすこし異なる流れの、保全の考えかただといえる [山口・水谷・出村・川崎・樋口 2006]。すなわち、京都市や東京市など大都市の行政が、宅地化や風景の変移を強く意識するのに対して、いわゆる郊外地域である嵯峨嵐山地域では、そのような意識が比較的生じにくかったのだと思われる。

以上の小林吉明の主張からは、彼が単なる観光振興、産業活性化に注意を傾けていた地方官吏というだけではなく、それが文人としての素養によって成功したというだけでもない、ローカルエリートとしての自覚がうかがえる。ここでいう小林のローカル性は、嵯峨地域の特性に由来していたと思われる。この場合、注目すべき嵯峨地域の特徴は、名勝旧跡と、明治期以降に国有林となりながらも払下げや町主導の管理を求められる山林の存在だ。名勝旧跡や山林のある風景の管理に自分たちが主体的に携わるべく「風致経営」を思案することが、嵯峨地域の行政官の必須条件だったと考えられる。小林吉明は、日本国内におけるマクロな位置づけとして、自分たちローカルな主体がいか

に国政や京都市政の影響に左右されずに自律的な活動をするかを模索していたと言える。地方行政官でもあり、企業家でもあった小林は、地域の社会経済的な振興に役立つ限りで、ナショナルなレベルで語られがちな保勝の考え方を取り入れる、選択的な参加者だった。では、このような立ち位置はいかなる時代背景のもとに出現したのだろうか。

2 嵯峨嵐山における風致保全の背景

(1) 市町村合併と郊外化の過程

小林吉明が政策演説をした1929年は、嵯峨地域（嵯峨町）と京都市の合併を目前に控える時期だった⁷。同地域の中心である嵐山周辺山麓一帯には、京都市への編入の前年である1930（昭和5）年に風致地区が設定される。京都市への編入の是非を検討する文書のなかで嵯峨町は、風致地区指定の計画がもし現状維持を強要する性格のものであれば承認できない、という意向を都市計画京都地方委員会に伝えて、地域における適度な開発を求める意見を出していた〔岩田2010〕。つまり、嵯峨町は、保全も大事だが開発も大事だろうという立場、あるいは保全の意味を開発と矛盾しないものとして解釈する立場を表明したといえる。このような意見を表立って風致行政に示した町村は、他にみられない。

また、京都市への編入の前年である1930年に小林は嵯峨町長に就任し、同町が編入にあたって掲げる条件を講演筆記『京都市編入と洛西地方』にまとめている。これを読む限り、当時は嵯峨町が経済的に行き詰っているわけではなく「このまゝ永久に独立して行かうと思へば行ける」ため「強いてこちらから頼んでまで編入する必要はあるまい」という意見があったようだ〔小林編1930:7〕。これに対して小林は、「この数年来懸案として〔平坦部と山間部を一体とした——引用者注〕全町のまゝで編入を希望し、或は府市当局者に陳情して来て今日に至つた関係上、今更編入を拒むと云ふ事は穩当を欠く」ので「大勢に順慮して進んで之を編入する。さうして色々発展開発の施設を市に対して追つて之を促進せしめる事が得策」だ、と結論づけている〔小林編1930:8-9〕。そのうえで、小林の姿勢は無条件に編入に同意するのではなく、編入後に実現を望む、上水道や都心に通じる循環道路の整備、山間部の隣接町村に接続する遊覧や運輸用のドライブウェイの敷設、愛宕山周辺の国立公園化といった事業案を出すものだ。それと同時に、小林は嵯峨の歴史、村・町政の沿革、東山に劣らぬ西山の場所柄——景勝地や様々な史跡が存在する地として——の重要性を熱心に説いている。これは、市当局から嵯峨地域の事情への理解と尊重を引き出すためであり、先に編入された他地域で京都市が開発の恩恵をもたらさず「依然として草原で放つて置く」のと似た事態に陥らないよう京都市当局に念を押すためだと考えられる〔小林編1930:67〕。嵯峨町内からのこうした意見表明には、産業構造の変化が関わっている。

嵯峨地域では明治30年代に郊外行きの私鉄が開設されるに従って、当時日本各地でみられたように観光業が形成・発展した〔渡邊2008〕。地元有志による観光業への尽力は、1911（明治44）年の嵯峨遊園株式会社創業や、郡・村による嵐山公園の開設にも表れている。そのような地域は、他の京都市近郊地域と同様に、内外を連絡する道路の敷設が比較的未着手だったため、都市計画行政のなかで京都市の「衛星都市」とみなされていた〔京都日出新聞1934年1月30日〕。しかし、衛星都市としての位置づけは、鉄道敷設事業が1930年代に一応の完成をみるにつれて変化していった。

鉄道などの開発事業が一段落し、嵯峨地域が観光地として定着しつつあった1934（昭和9）年3月に、嵐山保勝会が発足した⁸。当時、京都府内で複数の保勝会が設立されているなか〔中島2003〕、嵐山保勝会は嵯峨（清瀧、愛宕を含む）、松尾を保勝区域として、「地方の景勝並特性を保育すると共に鑑賞慰楽の施設をなし、且つ地方の発展を図」り、「風致維持並土地の開発に関し府市の諮問に応し又は建議をなすこと」などを目的とする組織として発足した。会規則では、会員は料理業、旅館業、飲食業、名産品販売店、遊船組合、運輸業と定められている〔嵐山保勝会1936〕。同会は京都市の風致行政に部分的に協力するようになったが、前述の東京における風致協会とは異なり、地域の観光事業者たちの同業者組合を母体とする組織である。つまり嵐山保勝会は、嵯峨地域が京都市の一部となる市町村合併により郊外化し、鉄道敷設事業により独自の観光化が進み、地域の自律的な開発が課題になってくるといふ状況を背景として発足した側面が大きいと推測できる。

(2) 災害と保勝会

また1930年代は、1923年の関東大震災の記憶が新しいなか、二度の災害が立て続けに生じた時期でもある。

嵐山保勝会の初期の活動のうち目立ったもののひとつは、名勝旧蹟保存費補助による工事である。1934年9月に日本、とりわけ近畿地方の府県に家屋倒壊のほか社寺や風致地区の樹木の折損など大きな被害をもたらした室戸台風と、翌年に発生した京都大水害（鴨川大洪水）が、その契機となった。嵐山からほど近い地域で活動する三尾保勝会も災害後の復旧活動に取り組んでいる。たとえば、1935（昭和10）年10月に京都市長へ宛てられた文書によれば、同会は「昨年の暴風雨に侵され年又再度の水害に厭れ風致上汚損甚だしく之が対策も旧に陪する経費を要する」として、風水害がもたらしたごみや汚れを清掃するための人夫雇用や清掃道具購入などの費用の一部を京都市が負担するよう求め〔京都市文書1935〕、実際に補助金を受けた〔京都市文書1936a〕。このような事業を、同じ河川沿いで活動する嵐山保勝会も行なった〔京都市文書1936b〕。これらの活動実績をふまえると、当時の保勝会メンバーは観光地で営業する立場から、風致の維持を口実として用いつつ、河川や道路など人目に触れやすい部分の復旧を進めていたのだと考えられる。

災害に対処するローカルな動きは京都市、京都府レベルでも追求された。なぜなら、当時、復興の費用が国費で賄われる国有林、御料林、「官社」の関係施設にたいして、「これに洩れた風致地区内主要対象物」、すなわち民有林および「諸社」の関係施設の復旧対策が問題になったからである。明治期以降に整えられた社格制度の下で、全国の神社は序列構造をもつ体系のなかにおかれていた。京都府における風致地区内の府社以下の寺社の復旧には多額の資金が必要であり、府は国庫補助を求めて内務省と文部省に打診し、両省の承認を得たが、大蔵省の査定段階で全額削除されてしまった。そのため、京都府で独自に京都風致保存のための組織を創設して「風致復興の大運動を起さんとする計画」がたてられた〔京都日出新聞1934年11月18日〕。同時期に組織された京都風致協会は、元首相の清浦奎吾を会長として発足し、基金の利子で寺院復旧を行なう計画だった〔京都日出新聞1934年12月19日〕。京都風致復興会は京都府知事を会長とする官制の組織で、「風致樹」の復旧を主な目的にして、府・市からの補助金を基金に、寄付金をつのり、社寺名勝地や民有山林の復旧を行なう計画だった〔京都日出新聞1935年1月13日〕。1935年6月の新聞記事「受難の社寺境内林を自然の姿に甦らせる 人工を少くして不変の林相を維持」によれば、京都府風致復興会は、植林計画が「地方的に固有な種類で旺盛な発育を遂げ得るものを用ひ、余り人工を加へず永く不変の林相を維持し得るとしてもその後は天然の育成にまかせ、樹形も人工的なものでなく多少荒れたものを選んでは、植栽の方法も不規則に一集団に数種の林木を混ぜて自然の配置を見るような状態たらしめる方針」を確認した。この時点での復興会に対する補助申請件数は、寺社に関する申請が84件（神社50、寺院34）、民有林に関する申請が31件だと報じられている。また、総計13万3174円にもよる経費をまかなうために、寄付金をより浅く広い範囲から募る必要性が認識された〔京都日出新聞1935年6月27日〕。

このような運動は、行政の旗振りのもとで「商工会議所、観光諸団体」が連携して推進されていたようだ。ただし、京都風致復興会や京都風致協会は前述の保勝会の上位組織を自認したり、そう位置づけられたりしていたわけではない。ここで顧慮したいのは、京都のうち東山の山林保全について歴史的検討を行なう中嶋節子〔2006〕による、室戸台風の被害が近郊山林の存在意義や維持管理上の課題を顕在化させて、「景観をいかにすべきかという課題が、森林管理者のみならず、住民全体の問題として共有され」る契機になったという指摘だ。当時の京都では、国有林と民有林の別にかかわらず、その実質的な維持管理のために所有権の所在にとらわれないで様々な人びとが協力する、山林などからなる風景の復旧策が要請された。また当時、一方で個別の組織が同時多発的・バラバラに風致復興を行なう状態があり、他方で、統一的に風致や景観が意識され始めた可能性がある。

おわりに

ここまで京都における風致保全活動を事例に、嵐山保勝会の構想に関わった小林吉明が当時のナショナルなレベルでの風致保全とローカルな風致保全をつなぐうえで、どのような立ち位置にあったのかを検討してきた。

本稿ではまず、風致保全をめぐるローカルな動きが1930年代の嵐山で生じた背景として、嵯峨地域が京都市の一部となる市町村合併により嵐山が郊外化し、鉄道敷設事業により独自の観光化が進み、地域の自律的な開発が課題

になってくるという状況を確認した。次に、同地域での保勝会創設の背景として、全国的に保勝活動が風景研究の文脈でいかに奨励されていたのかを検討した。1930年代の保勝活動は、国家経済における風景政策や風景立国化、鉄道敷設事業や観光事業といった都市計画にみられる功利主義的な側面への反動として広がる面を有した。これらナショナルなレベルでの動きは、基本的に風景の変貌を是とししないものであったといえる。これに対して地方行政官でもあり、企業家でもあった小林吉明による「風致経営」や嵐山保勝会の保勝活動は、地域経済の活性化のために同地域の風景を変えていくことを前提として、風景の保全を考えていくものだった。小林は、風景の変貌を食い止めるべきだという考え方を持ち合わせていたし、嵐山保勝会の活動もそのような考えを実践していたように見えるが、風景保護は自明の理として意識されていたわけではない。このような意味で小林吉明は、利益が発生する限りにおいて風致保全に取り組み、地域の人びとが利益を享受できるように保証を求める立場であったといえよう。

本稿で検討した小林というローカルエリートの立ち位置は、ナショナルなレベルとローカルなレベルの風致保全の狭間であって両者をとりもつものだった。小林は、中央の政策と地方の生活（者）の意識のせめぎ合いなかで、広い意味での資本の問題に取り組んだ人物のひとりだと言える。長いスパンで考えるならば、彼は明治期以降の土地管理者の交代と、名望家が次第に力をつけるという地盤の上に位置づく存在といえるかもしれない。それは風景の破壊が顕著な災害の経験をきっかけとして、ローカルな単位、地域で物事を考える主体が生まれ、地域が自律性を獲得する動きのなかにある。また、風景をめぐる西欧自然科学の定着期とも一定の呼応があるのではないかと推測される。ローカルな実存による風致保全への影響のしかたは、風景の保全に巻き込まれていく、1920年代～30年代の風景思想の地盤の変容の兆候を示唆している。

附記

嵯峨地域の石碑に関わる資料のご教示・ご提供を伊東宗裕氏より受けた。

注

- 1 郷土風景保存の理論的背景と推移については赤坂信 [2005] が詳しい。
- 2 「ローカルエリート」の定義は石橋純 [2006] による。石橋は、1970年代後半から90年代にかけてベネズエラにおいて「新左翼系文化運動（文化アイデンティティ救済思想）の影響下に生まれた地域文化運動」であるサンミジャン民俗文化復興運動を推進した「近代的な知的リーダー」を指して、この表現を用いている。それは、従来のベネズエラで国民文化の真正性を決定する主体だった「近代化を担うエリート」や「文化的エリート層」、「中央のエリート」と対照される、自律的に自文化を語りはじめた地方社会内の主体であり、同時に、「[地域内部からみた一引用者注] 外部エリートの媒介によって目標を達成するという運動」スタイルをとるような、国政政治家や全国的文化市場との関係のなかで「自文化を創造的に更新する」戦略の遂行に長けた「文化 - 政治複合主体」である [石橋 2006:455]。なお、グローバルに対する日本というローカルの問題にはここでは触れない。ローカルエリートという概念の意義については複数人の事例を検討したうえで考察を加えるべきだが、紙幅の都合上、本稿では第一報として小林吉明の例をとりあげ、ローカルエリートという分析枠組みを仮に設定するに留めたい。
- 3 拓本研究家の高橋昌博 [2006] が、小林吉明の俳号である「小林桂陰」や「双湖庵野人」の名義で建てられた句碑・道標を記録している。そのなかで「三宅安兵衛依遺志建之」と記されている5基は、碑が現存しないなどの事情によってか、1基を除いて、中村武生 [2001] がまとめた「三宅安兵衛・清治郎父子建立碑」一覧に採録されていない。
- 4 『名勝の日本』は1928（昭和3）年に創設された日本保勝協会の機関誌である。同誌および日本保勝協会については中島直人 [2006] が詳しく検討している。
- 5 小林吉明が演説した直後の1930年代には、嵐山の森林について、適切に手を入れるという国の施業方針が打ちだされるようになった。林野庁大阪営林局の技師や嘱託職員によって、嵐山は放置すると風致林が育ちにくい環境であることが明らかにされ、遷移の進み具合を人工的に植生を統制する実践が進められつつあった [小寺・近藤 1931; 小林 1935]。また、アカマツやヤマザクラといった風致木の保存は京都府立京都農林学校の教諭だった新見波蔵も論じていた [岩田 2013]。
- 6 現在の京都市右京区嵯峨清滝にある月輪寺の、旧境内。
- 7 京都市と隣接町村の合併、すなわち都市計画事業の開始にともなう市域拡張の実態に関しては、詳細な過程が明らかにされている [京都市市政史編さん委員会編 2009:403-414]。

8 小林吉明は1930(昭和5)年7月1日づけで「嵐山保勝協会」会長の小松美一郎から同会の顧問に推挙されている[京都市歴史資料館写真帳1930]。嵐山保勝協会は高雄・清瀧間の歩道をつくるなど[小林編1930:33]、遊覧や運輸・交通の便を向上させるための活動を展開していたようだ。同会と嵐山保勝会は初代会長が同じであり、活動内容も似ているので、嵐山保勝協会は嵐山保勝会の前身と思われるが、詳細は不明である。

引用・参考文献

- 赤坂信 2005 「1930年代における「郷土風景」保存論」『ランドスケープ研究』69-1、pp.59-65
- 石川一三夫 1987 『近代日本の名望家と自治』木鐸社
- 石橋純 2006 『太鼓歌に耳をかせ』松籟社
- 岩田京子 2010 「風景整備政策の成立過程——1920-30年代における京都の風致地区の歴史的位置」『Core Ethics』6、pp.519-528
- 2013 「アカマツ保全言説の検討——京都における風致概念の展開」『Core Ethics』9、pp.39-47
- 丑木幸男 2000 『地方名望家の成長』柏書房
- 小川功 2010 「嵯峨・嵐山の観光先駆者——風間八左衛門と小林吉明らによる嵐山温泉・嵯峨遊園兩社を中心に」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』10、pp.1-18
- 京都市市政史編さん委員会編 2009 『京都市政史 第1巻——市政の形成』京都市
- 小林善仁 2012 「近代初頭における天龍寺境内地の景観とその変化」『佛教大学歴史学部論集』2、pp.23-42
- 才津祐美子 2006 「世界遺産の保全と住民生活——「白川郷」を事例として」『環境社会学研究』12、pp.23-40
- 篠田真理子 1999 「開発と保存——戦前期の史蹟名勝天然記念物制度の場合」石弘之・樺山紘一・安田喜憲・義江彰夫編『環境と歴史』新世社、pp.219-243
- 菅井良治 2008 『嵯峨の文学碑』NPO さらんネット
- 高久嶺之介 1997 『近代日本の地域社会と名望家』柏書房
- 高橋昌博編 2006 『京都文学碑所在地総覧』私家版
- 中嶋節子 1997 「近代京都における市街地近郊山地の「公園」としての位置付けとその整備」『日本建築学会計画系論文集』476、pp.247-254
- 2006 「管理された東山——近代の景観意識と森林施業」加藤哲弘・中川理・並木誠士編『東山／京都風景論』、昭和堂、pp.127-153
- 中島直人 2003 「用語「風致協会」の生成とその伝播に関する研究」『都市計画論文集』38-3、pp.853-858
- 2006 「昭和初期における日本保勝協会の活動に関する研究」『都市計画 別冊 都市計画論文集』41-3、pp.905-910
- 2009 『都市美運動——シヴィックアートの都市計画史』東京大学出版会
- 中村武生 2001 「京都三宅安兵衛・清治郎父子建立碑とその分布——大正期及び現京都市域を中心に」『花園史学』22、pp.67-87
- 羽賀祥二 1998 『史蹟論——19世紀日本の地域社会と歴史意識』名古屋大学出版会
- 福澤徹三 2012 『十九世紀の豪農・名望家と地域社会』思文閣出版
- 福島信夫 2011 「京都市における風致地区制度の風景のコントロールに関する意義と役割に関する研究——開発・防災と風致保全の両立を目指して」立命館大学学位論文
- 山口敬太・水谷肇・出村嘉史・川崎雅史・樋口忠彦 2006 「昭和初期の嵯峨における風景の価値評価に関する研究」『景観・デザイン研究論文集』1、pp.185-192
- 渡邊秀一 2008 「名所案内記からみた近代嵯峨・嵐山の観光業」『鷹陵史学』34、pp.1-19

資料

- 1918 「織布工場新設願」(京都市歴史資料館写真帳「小林(美)家文書」)
- 1927 「覚書」(京都市歴史資料館写真帳「小林(美)家文書」)
- 1930 「社寺其他私団体役員囑託状類」(京都市歴史資料館写真帳「小林(美)家文書」)
- 1935 「観光客遊覧道路清潔費補助申請書」(京都市文書「風致保存一件」)
- 1936a 「名勝旧蹟保存費補助に依る工事竣工届」(京都市文書「風致保存一件」)
- 1936b 「名所旧蹟保存費補助ニヨル工事竣工届」(京都市文書「風致保存一件」)
- 1941 「沿革史」(京都市歴史資料館写真帳「嵯峨小学校所蔵文書」)

- 嵐山保勝会 1936『観光の嵐山』嵐山保勝会
- 上原敬二 1926「保勝會の組織と事業」『造園学雑誌』2-7、pp.461-2
- 1929「名勝地は土産物より」『名勝の日本』2-5、pp.4-6
- 岡澤慶三郎 1929a「保勝報国論」『名勝の日本』2-5、pp.4-6
- 1929b「風景破壊の未然防止に就て」『名勝の日本』2-10、pp.4-7
- 河崎潮海 1929a「功利的保存論を排す」2-10、pp.3
- 1929b「都市計画と史蹟名勝の保存」『名勝の日本』2-12、pp.3
- 小林吉明 1929『嵯峨町政の過去及未来』私家版
- 小林吉明編 1930『京都市編入と洛西地方』嵯峨町役場
- 小寺農夫・近藤助 1931「風致的取扱に據る赤松割伐作業」『林学会雑誌』14-3、pp.14-27
- 小林義秀 1935「植生上より觀たる風致の維持並に改善」『造園雑誌』2-1、pp.35-51
- 帝国興信所編 1920『帝国銀行会社要録 附・職員録 大正9年』帝国興信所

A Local Elite as an Individual Who Participates in a Shift of a Concept of Landscape: A Study of the Landscape Management Policy of Regional Bureaucrat Kobayashi Yoshiaki in Kyoto

IWATA Kyoko

Abstract:

The landscape conservation movement in modern Japan reflects the characteristics of local communities and the historical backdrop of the time. Previous studies have emphasized the involvement of local leaders in landscape conservation and have largely overlooked the efforts of individuals bridging between national issues and local conditions. Based on municipal government documents and articles of newspapers and professional journals, this paper considers the landscape conservation movement in Kyoto City in the 1930s by analyzing the activities of a regional bureaucrat, KOBAYASHI Yoshiaki, in the city's Saga district during that period. In contrast to his representation in previous studies, the research shows that Kobayashi, who was involved in the conception of Arashiyama Hoshokai, a local group dedicated to improving the area's surroundings to promote tourism, played a role as a local elite in Saga. During the 1930s, Saga experienced disaster and was consolidated into Kyoto City. In response to the unique characteristics of Saga and the hopes of the people there, Kobayashi developed a concept of landscape management in which the scenery of historical spots and forests is managed through the local efforts of local people. In this we can see the regional bureaucrat's localness.

Keywords: landscape management, landscape conservation, disaster, municipal consolidation, local elite

風景思想の転換に参与したローカルエリート ——小林吉明による京都市郊外の風致保全・保勝事業を事例に——

岩 田 京 子

要旨：

近代日本における風致保全の事業・運動は名望家が担ってきたことが、歴史学の分野では指摘されてきた。先行研究では地域社会の有力者が風致保全に関わる事業を主導した事例の分析が重視され、地域社会においてナショナルなレベルでの課題とローカルな事情を折衷する人々については、十分な分析がなされてこなかった。

そこで本稿は、京都市の風致保全活動を事例に、嵐山保勝会の構想に関わった小林吉明に注目し、行政文書や当時の新聞・雑誌記事の調査を行ない、小林の活動が成立した背景を明らかにすることを目的とした。その結果、小林吉明のローカルエリートとしての役割と、彼が活躍した1930年代の嵯峨地域が京都市への編入や災害に直面していた独自の状況を析出した。嵯峨村・町の首長を歴任した小林のローカル性の背景には、名勝旧跡や山林のある風景の管理、すなわち「風致経営」に住民が主体的に携わろうとしていた、嵯峨地域の特性があったことを示した。

